

# 一般社団法人岐阜県臨床検査技師会 パートタイム職員就業規則

令和7年6月29日 制定

## (総則)

### 第1条

- 1 この規則は、一般社団法人岐阜県臨床検査技師会のパートタイム職員の就業に関する事項を定めたものである。
- 2 この規則に定めのないことについては、労働基準法その他の法令に定めるところにより、理事会の審議を経て会長が定める。

## (採用)

### 第2条

- 1 就業希望者の中から、会長が履歴書等で書類選考、面接を行ない知識、技能、性格等を考査または調査し、理事会の承認を得るものとする。
- 2 雇用契約に際しては、本規則を提示し、労働条件通知書をもって労働条件を明示するものとする。

## (服務規律)

### 第3条

パートタイム職員は、業務の正常な運営を図るため、会長および役員 の指示命令を守り、誠実にサービスを遂行するとともに、次の各事項をよく守り、職場の秩序の保持に努めなければならない。

- (1) パートタイム職員は、常に品位を保ち会の名誉または信用を毀損することのないよう務めること。
- (2) 職務を利用して自己の利益を計らないこと。また、許可を得ず他より供給を受け、金銭 物品を受領し、もしくは私借する等の不正な行為をしないこと。
- (3) 事務所の物品と冗費の節約に務め、会の利益を害することのないよう務めること。
- (4) 在職中及び退職後においても、業務上知り得た機密および個人情報を他に漏らさないこと。
- (5) 常に事務所の清潔整頓に注意し、火災、盗難の予防、その他安全衛生に留意すること。
- (6) 正当な理由なく欠勤・遅刻・早退などをしないこと。
- (7) 男女を問わず常に他の人格を尊重し、ハラスメントに該当する行為はしないこと。
- (8) その他、本規則に定める事項を遵守すること。

(労働条件の明示)

#### 第4条

パートタイム労働者の採用に際しては、別紙の労働条件通知書およびこの規則の写しを交付して採用時の労働条件を明示するものとする。

(勤務時間および休憩)

#### 第5条

- 1 パートタイム職員の労働時間は1日8時間以内とし、勤務時間および1週間あたりの所定労働日数は原則として労働条件通知書により各人に明示する。ただし、休憩は正午から午後1時までの間に昼食を含む休憩を与えることができる。
- 2 臨時で出勤が必要であると認めた時は、本人の同意の上、この定めにかかわらず勤務時間を延長もしくは短縮、または休日に勤務させることができる。
- 3 休憩時間は、自由に利用することができる。

(休日)

第6条 パートの休日は、次のとおりとする。なお、法定休日は日曜日とし、その他の休日は所定休日とする。

- (1) 土曜日、日曜日および国民の祝祭日
- (2) 年末12月29日より31日まで
- (3) 年始1月1日より4日まで

(休日の振替)

#### 第7条

前条の休日については、業務の都合により必要やむを得ない場合はあらかじめ他の日と振り替えることが可能である。ただし、振り替えない場合でも休日は4週間を通じ8日を下回らないものとする。

(年次有給休暇)

#### 第8条

- 1 所定労働日数の8割以上を出勤したパート職員等に対し、次表により各勤務年数に応じた年次有給休暇を与える。休暇年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

年次有給休暇日数

| 1 週間の所<br>定労働時間 | 1 週間の<br>所定労働<br>日数 | 勤続年数 |             |             |             |             |             |                |
|-----------------|---------------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|----------------|
|                 |                     | 6 か月 | 1 年<br>6 か月 | 2 年<br>6 か月 | 3 年<br>6 か月 | 4 年<br>6 か月 | 5 年<br>6 か月 | 6 年 6 か<br>月以上 |
| 30 時間未<br>満     | 5 日以上               | 10 日 | 11 日        | 12 日        | 14 日        | 16 日        | 18 日        | 20 日           |
|                 | 4 日                 | 7 日  | 8 日         | 9 日         | 10 日        | 12 日        | 13 日        | 15 日           |
|                 | 3 日                 | 5 日  | 6 日         | 6 日         | 8 日         | 9 日         | 10 日        | 11 日           |
|                 | 2 日                 | 3 日  | 4 日         | 4 日         | 5 日         | 6 日         | 6 日         | 7 日            |
|                 | 1 日                 | 1 日  | 2 日         | 2 日         | 2 日         | 3 日         | 3 日         | 3 日            |

- 2 事業の正常な運営に支障があると認められるときは、パートタイム職員の指定した時期を変更することがある。
- 3 当該年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）に付与した年次有給休暇の一部を取得しなかった場合には、その残日数は取得可能日から2年以内に限り繰り越して取得することができる。
- 4 パートの年次有給休暇の取得は、1日単位とし、1日の時間はパート個々の労働契約時間とする。
- 5 希望があれば半日での有給休暇の取得も可能であり、半日とは1日のパート個々の労働契約時間の半分とする。
- 6 休暇の手続きは、事前に会長または会計に届け承認を得るものとする。

（生理休暇）

第9条

- 1 生理日の就業が著しく困難なパートタイム職員から請求があったときは、必要な期間休暇を与える。
- 2 生理休暇は、無給とする。

（産前産後の休業）

第10条

- 1 6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定の女性パートタイム労働者は、その請求によって休業することができる。
- 2 産後8週間を経過しない女性パートタイム職員は就業させない。ただし、産後6週間を経過した女性パートタイム職員から請求があった場合には、医師が支障ないと認めた業務に就かせることがある。
- 3 産前産後の休業は、無給とする。

(育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇など)

#### 第11条

- 1 パートタイム職員の育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇などについては介護育児休業法に定めるとおりとする。
- 2 本条の休業、休暇に対する賃金は無給とする。

(裁判員等のための休暇)

#### 第12条

- 1 パートタイム職員が裁判員若しくは補充裁判員となった場合又は裁判員候補者となった場合には、次のとおり休暇を与える。
  - (1) 裁判員又は補充裁判員となった場合：必要な日数
  - (2) 裁判員候補者となった場合：必要な時間
- 2 裁判員等のための休暇、休暇に対する賃金は無給とする。

(出退勤手続)

#### 第13条

パートタイム職員は、始業及び終業時刻を厳守し、出勤ごとに勤務簿に記録し、それを会長および会計に月に1回提出する。

(欠勤又は遅刻・早退)

#### 第14条

パートタイム職員の都合により、所定の労働時間の全部又は一部を欠勤等により勤務しなかった時は、当該時間について賃金を支給しない。

(出張)

#### 第15条

会長は、必要を認めた場合は出張を命ずることができる。出張を命ぜられたパートタイム職員には旅費・行動費規程により旅費を支給する。

(給与)

#### 第16条

- 1 パートタイム職員の給与は、次の項目によって支給する。
  - (1) 基本給（時間給）
  - (2) 通勤手当
- 2 時間給は理事会にて定める。

(通勤手当)

第17条

通勤手当は、本会に報告している住居から勤務する事業所までの距離が2.0キロメートル以上ある者に対して支給する。ただし、住居及び事業所から利用する最寄り駅までの距離が1.0キロメートル以内の場合には、その間に利用する交通機関に対する通勤手当は支給しない。

(有給休暇の賃金)

第18条

パートタイム職員が、有給休暇を取得する日については、通常の労働時間に対応する賃金を支払う。通常の労働時間とは各人の契約した労働時間に相当する。

(所定時間外、休日労働の割増賃金)

第19条 所定時間外労働に対して支払われる賃金は以下のとおりとする。

- (1) 所定時間外 プラス50円
- (2) 法定時間外(1日8時間・週40時間のいずれかを超過して労働) 25%
- (3) 法定休日 35% (日曜日)
- (4) 所定休日 35%

(賃金の支払い)

第20条

- 1 賃金は、前月16日から当月15日までの分について、当月25日(支払日が休日に当たる場合はその前日)に本人に指定された銀行口座にその金額を支払う。
- 2 次に掲げるものは賃金から控除するものとする。
  - (1) 源泉所得税
  - (2) 住民税
  - (3) 雇用保険の保険料の被保険者の負担分

(昇給)

第21条

パートタイム職員の昇給は原則行なわない。ただし、勤務成績、職務遂行能力等を考慮し昇給を行う場合がある。昇給については理事会にて定める。

(賞与および退職金)

第22条

- 1 パートタイム職員の賞与は、原則支給しない。ただし、6時間を超える労働時間の契約をしたパートタイム職員においては毎年6月10日および12月10日に支給する。(支払日が休日に当たる場合はその前日) 支給金額は理事会にて定める。
- 2 パートタイム職員には、退職金を支給しない。

(定年)

#### 第23条

- 1 契約期間の定めのないパートタイム職員に係る定年は満65歳とし、定年に達した日の属する年度の末日をもって退職とする。
- 2 本人が継続雇用を申し出た場合、最長70歳まで延長して勤務することが可能である。延長して雇用するかは単年ごとに理事会にて定める。

(退職)

#### 第24条

- 1 パートタイム職員が次の事由に該当するときは退職とする。
  - (1) 定年を迎えたとき
  - (2) 本人が退職を申し出て会長が承認したとき、または退職の申し出から30日を経過したとき
  - (3) 本人が死亡したとき
- 2 パートタイム職員が自己都合により退職しようとするときは、少なくとも30日前までにその旨を申し出なければならない。
- 3 退職するにあたり、すべての業務を書面にて後任へ引き継がなければならない。また、業務の引き継ぎとは、後任が滞りなく業務遂行できるまでを言う。

(解雇)

#### 第25条

- 1 パートタイム職員が次の各号のいずれかに該当するときは解雇することができる。
  - (1) 勤務成績不良でパート職員として不相当と認められたとき
  - (2) 心身の故障により業務に耐えられないと認められたとき
  - (3) この規則にしばしば違反したとき
  - (4) 事業の休廃止または縮小その他事業の運営上やむを得ないとき
- 2 パートタイム職員を解雇するときは、少なくとも30日前に予告するか、または平均賃金の30日分の予告手当を支払う。

(懲戒解雇)

#### 第26条

次のいずれかに該当するときは、懲戒解雇とする。

- (1) やむを得ない理由がないのに無断欠勤30日以上におよび、出勤の督促に応じないとき
- (2) やむを得ない理由がないのに遅刻、早退及び欠勤を繰り返し、数回にわたって注意を受けても改めないとき
- (3) 事務所内における窃取、横領、傷害等刑法犯に該当する行為があったとき、またはこれらの行為が事務所外で行われた場合であっても、それが著しく会の名誉もしくは信用を傷つけたとき
- (4) 故意または重大な過失により会に損害を与えたとき
- (5) 素行不良で著しく職場内の秩序または風紀を乱したとき
- (6) 重大な経歴を詐称したとき
- (7) 第3条の規定に違反する極めて重大な行為があったとき
- (8) その他前各号に準ずる重大な行為があったとき

(規則の変更)

#### 第27条

この規則は理事会の議決を経なければ変更することはできない。

(附 則)

この規則は、令和7年7月1日から施行する